

特定相談支援事業所利用契約書

甲（以下、「利用者」という。）と、乙 ぐろ～りあ相談支援事業所（以下「事業者」という。）とは、利用者が事業者から提供される指定計画相談支援を受けることについて、次の指定特定相談支援契約約款のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

指定特定相談支援契約約款

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）に基づく指定計画相談支援を適切に提供する事を定めます。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、この契約の締結の日から契約者の障害程度区分認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日までに利用者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（指定サービス利用支援）

第3条 事業者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、利用者及び家族の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握（以下、「アセスメント」という。）をします。

3 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者（以下、「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

5 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供さ

れる福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第五条二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

6 相談支援専門員は、前項で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとします。

7 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者の同意を得た上で決定します。

(指定継続サービス利用支援)

第4条 事業者は、サービス等利用計画作成後において、次の各号に定める指定継続サービス支援を提供するものとします。

(1) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握および利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には利用者等に対し、支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

(2) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、法第五条二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

(サービス等利用計画の変更)

第5条 利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、又は事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者等双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

(障害者支援施設等への紹介)

第6条 事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者等が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

(利用者負担について)

第7条 事業者の提供する指定計画相談支援については、事業者が法の規定に基づいて法定代理受領により市町村からサービス料金に相当する給付を受領する場合は、利用者の自己負担はありません。

ん。ただし、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとします。なお、通常の事業実施地域以外の地域を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費の実費を負担して頂きます。

（事業者の基本的義務）

第8条 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定計画相談支援を適切に行います。

2 事業者は、利用者等の意思と人格を尊重し、常に利用者等の立場にたって、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に指定計画相談支援を行います。

（事業者の具体的義務）

第9条（安全配慮義務） 事業者は、指定計画相談支援の提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2（説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。

3（守秘義務） 事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定計画相談支援を提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

4（記録保存整備義務） 事業者は、指定計画相談支援の提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

（事故と損害賠償）

第10条 事業者は、指定計画相談支援の提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、指定計画相談支援を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

（契約の終了事由）

第11条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

（1）利用者が死亡した場合

（2）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

（3）事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

（4）第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（5）第2条の契約期間が満了した場合

(利用者からの中途解約)

第12条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の10日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第13条 利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合
- (2) 事業者もしくは相談支援専門員が第9条第1項から第4項に定める義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第14条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (2) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

(苦情解決)

第15条 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援に関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援に関して、重要事項説明書に記載された伊丹市役所健康福祉部、兵庫県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることもできます。

(身分証携行義務)

第16条 相談支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(契約当事者の変更/代理人)

第17条 利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて代理人を定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することができるものとします。

(善管注意義務)

第18条 事業者は、契約及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝

送情報を含む)の取り扱いについては善良な管理者の注意を持って管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。また、事業者は利用者より委託された業務を行うに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します。

(信義誠実の原理)

第19条 利用者と事業者とは、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は神戸地方裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第21条 利用者は事業者に対し、本件契約時において、利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 利用者は、事業者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(契約の解除等)

第22条 事業者は、利用者が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

2 事業者が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、事業者はこれによる利用者の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により乙が本件契約を解除した場合には、利用者から事業者に対する損害賠償請求はできない。

第23条 (人権擁護及び虐待防止に関する事項)

事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護及び虐待の防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	施設長 竹下 千晴
-------------	-----------

(2) 人権の擁護及び虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(3) 成年後見制度を活用した権利擁護の利用支援

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5) その他人権の擁護及び虐待防止のために必要な措置

事業所は、そのサービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる甲を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

以上

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名又は記名及び捺印の上、各自その1通を保有します。

年 月 日

(甲) 利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	

(乙) 事業者	住所	兵庫県伊丹市北園1丁目19番1
	法人名	社会福祉法人ヘルプ協会
	代表者名	理事長 田中喜代子 印
	事業所名	ぐる～りあ相談支援事業所
	管理者名	管理者 河上夏子 印